
■ 都市景観形成推進協議会／屋外広告物の景観配慮等について

全日本駐車協会事務局

都市景観形成推進協議会(注1)より「景観形成への配慮について 要望書(令和5年1月)」を受領しました。この文書は、美しい景観を形成するためには市民、事業者、設計者、行政等多様な主体がそれぞれの立場で協力し合う必要があることから、良好な景観の形成を進める上での主要な課題をもとに同協議会の要望をまとめたので、趣旨をご理解の上、より一層のご協力をいただきたいというものです。

本要望書に駐車場に係る事項がありますので、抜粋して下記の通りお知らせします。

(注1)都市景観形成推進協議会

魅力ある景観の創造を図るため、政令指定都市が相互の交流を深め、共通の課題を協議し、景観行政を推進することを目的に、昭和62年に設立。

現在の加入都市は次の20市。(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)

記

1. 屋外広告物の景観配慮等について

景観の重要な構成要素である屋外広告物の設置にあたっては、各自治体の条例の基準に適合したものとし、必要な許可を受ける等の手続きを行うことはもちろん、設置場所、規模、形態、色彩、照度、輝度などについて、周辺景観との調和に配慮したものとすようをお願いいたします。

特に、広告技術の発展により近年増えている様々な形態の屋外広告物(コインパーキング案内看板等)についても、周辺景観との調和に配慮したものとすようをお願いいたします。

また、屋上広告物や突出し広告物等について、自然災害等による倒壊、落下等の重大な事故を防止するため、屋外広告物の安全管理の強化が課題となっています。常日頃からの目視点検だけでなく、内部構造を含めた定期点検や適切な修理・改修、及び、これらに係る技術や知識の周知を図るなど、安全管理の強化について、行政側の取組みのほか、業界団体側でも取組みを進めるよう要望いたします。(アンダーラインは事務局追記)

以下、本要望書では、「2. 無電柱化の促進について」「3. 携帯電話アンテナの景観配慮について」「4. 太陽光発電装置等の景観配慮について」に関する記載がありますが、ここでは省略させていただきます。

以上